

山梨県都市公園条例の改正について

1 条例化する対象

根拠法令	対象	基準省令
都市公園法	住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準	都市公園法施行令 (昭和31年政令第290号)
	地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準	
	公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等	

2 現行基準の概要

第1条の2 住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準

	敷地面積の標準
一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準	10㎡以上
当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準	5㎡以上

※市街地：市街化区域等（市街化区域又は用途地域）

第2条 地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準

	標準敷地面積
街区公園	0.25ha
近隣公園	2ha
地区公園	4ha

第6条 公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等

対象物	建ぺい率(許容建築面積)
通常、公園施設として設けられる建築物	2%
休養施設 運動施設 教養施設 県立自然公園の利用のための施設 備蓄倉庫等の災害応急対策施設 高い開放性を有する施設	12%（10%まで超過可）
国宝（文化財保護法） 重要文化財及び登録有形文化財（文化財保護法） 景観重要建造物（景観法） 歴史的風致形成建造物（歴まち法）	22%（20%まで超過可）
仮設公園施設	4%（2%まで超過可）

※建ぺい率：一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合

3 県が定める基準の考え方

住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準

○区域内の住民一人当たり

県全体の都市公園面積の合計を県の人口で除した県民一人当たりの公園面積は、国の標準を下回っている。このため、県民一人当たりの公園の敷地面積の標準を規定することとする。

○市街地の住民一人当たり

市街地の公園面積の標準値の考え方は、人が歩いて行ける距離250m～1km圏域の配置を勘案したものであり、基本的に市町村が行うものであることから、県条例においては設定しないこととする。

4 山梨県独自基準（案）

住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準

【現在の国の基準】

○一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準

→ 10㎡以上

【本県の考え方】

○県民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準

→ 10㎡以上

※独自基準以外のものは参酌すべき基準をそのまま採用しています。HPトップから省令を参照してください。